主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森田武男の上告趣意第一点は、単なる訴訟法違反の主張であつて適法な上 告理由に当らない。

同第二点は、憲法三八条三項違反を主張するが、原判決は、起訴されない犯罪事実をいわゆる余罪として認定し、これを資料に用いて刑の量定をしたものとは解し難いので、所論違憲の主張は、その前提を欠き、適法な上告理由に当らない。

同第三点は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の音心見で、 主文のとおり決定する。

昭和四一年七月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎